



2018年7月12日

各 位

会社名 株式会社ウェザーニューズ
代表者名 代表取締役社長 草開 千仁
(コード番号 4825 東証第一部)
問合せ先 広報・IRリーダー 四宮 進吾
(TEL : 043 - 274 - 5536)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年8月11日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

(1) 事業目的の追加

当社は、「全世界76億人の情報交信台」を目指し、気象をコアとした情報発信を行っております。この度、インターネット等の自社媒体を活用し、当社ならではの気象コンテンツの配信をさらに展開していくため、他社とのコラボレーション等を通じた個人向けインターネット広告事業を事業目的として追加するものです。

(2) ガバナンス体制の強化

当社の経営において、次なる発展戦略を検討する中で多角的な経営判断、投資評価を求められる機会の増加を受け、適切な相互牽制を担保するガバナンス体制の実現を志向し、取締役会において議題に応じた適切な取締役が議長を務められるよう変更を行うものです。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>【目的】</p> <p>第2条(条文省略)</p> <p>第1号～第6号(条文省略)</p> <p>(7)気象・海象・水象・地象を軸とする個人向けコンテンツの企画・制作・販売業務および、それらのコンテンツの放送事業者・新聞業者・出版業者等への配信業務</p> <p>第8号～第10号(条文省略)</p> <p>(11)前1号から10号に関連する調査・研究・コンサルティング業務および人材派遣事業</p> <p>第12号～第14号(条文省略)</p> <p>【取締役会の招集権者および議長】</p> <p>第23条</p> <p>取締役会は、<u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【目的】</p> <p>第2条(現行通り)</p> <p>第1号～第6号(現行通り)</p> <p>(7)気象・海象・水象・地象を軸とする個人向けコンテンツの企画・制作・販売業務および、それらのコンテンツの放送事業者・新聞業者・出版業者等への配信業務<u>ならびに個人向け広告事業</u></p> <p>第8号～第10号(現行通り)</p> <p>(11)前1号から10号に関連する調査・研究・コンサルティング業務、<u>人材派遣事業および広告事業</u></p> <p>第12号～第14号(現行通り)</p> <p>【取締役会の招集権者および議長】</p> <p>第23条</p> <p>取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役会で選定された取締役が議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</u></p> <p><u>3 第1項における取締役会で選定された議長である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>【選任方法】</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【任期】</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【選任方法】</p> <p>第 34 条 (現行通り)</p> <p><u>2 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>【任期】</p> <p>第 35 条 (現行通り)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018 年 8 月 11 日 (土曜日)

定款変更の効力発生日 2018 年 8 月 11 日 (土曜日)

以上